

令和8年度 薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援事業

に関するQ & A

<物価支援事業>

Q1 物価支援は、ベースアップ評価料を届出しないと対象とならないのか。

A1 ベースアップ評価料の届出は必要ではありません。

Q2 必ず両方の事業(賃上げ支援、物価支援)を申請しなければいけないのか。医療施設等物価支援事業のみの申請は可能か。

A2 医療施設等賃上げ支援事業は申請せず、医療施設等物価支援事業単独での申請も可能です。その場合、申請の際に、「物価支援のみ」を選択してください。

<賃上げ支援事業>

【対象者について】

Q3 賃上げ事業の対象職員を確認したい。

A3 薬剤師、事務職員など薬局開設者と労働契約(雇用契約)を締結している者が対象となります。常勤・非常勤は問いません。ただし、管理薬剤師については、労働契約(雇用契約)があっても対象外です。また、薬局開設者(法人にあっては当該法人の役員、個人事業主にあっては当該個人)も対象外です。

【対象】・薬剤師、事務職員その他の従業員(正社員、パート、常勤、非常勤を問わない。)

【対象外】・管理薬剤師・薬局開設者(法人にあっては当該法人の役員、個人事業主にあっては当該個人)

Q4 賃上げ支援の対象者は要綱上「対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者」とありますが、専従者として給与(※)が支給されている者はベースアップ評価料の対象となっているため、本事業の対象としてよいでしょうか。

A4. 対象としてよい。

(※) 専従者給与とは、個人事業主のもとで働く家族に対して支払われる給与

Q5 賃上げ支援の対象者は要綱上「対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者」とありますが、例えばグループ子会社の店舗に、親会社から出向している社員がいる場合、当該社員が支援の対象になりますか。

A5. 出向先の薬局開設者とも労働契約を締結しているはずであることから、出向先での支援対象となります。ただし、出向先の薬局開設者が実質的に給与を負担している場合に限ります。

Q6 ベースアップは全職員に対して行わなければならないのか。特定の職種だけでも良いのか。

A6 誰にどれだけ配分するかは医療機関の判断となりますが、一部の職員に賃金改善を集中させるなど、著しく偏った配分にならないよう留意してください。

【期間等について】

Q7 例えば、令和7年12月1日や令和8年2月1日に開設した医療機関等がある場合、賃金改善の基準月がありませんが、賃上げ支援はどのように実施したらよいでしょうか。

A7. 令和7年12月1日に開設した医療機関等の場合、例えば、開設時点の賃金水準と比較して月額〇円の一時金を最大4ヶ月分として3月に支給し、4～5月は月額〇円のベア等を実施するという方法が考えられます。

また、令和8年2月1日に開設した場合も同様に月額〇円の一時金を最大2ヶ月分として3月に支給し、4～5月は月額〇円のベア等を実施するという方法が考えられます。

【賃金改善方法について】

Q8 賃金改善について、例年の賞与額に上乗せして支給しているが、令和7年12月に支給した賞与の上乗せ分に充てることはできるか。

A8 この場合、当該上乗せ分が「一時金」や「特別手当」と整理した上で、令和7年12月～本年3月の間の賃金改善（12月の賞与上乗せ分もこれに含めて頂きます。）と、本年4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ・新設を実施するのであれば、賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含められます。

Q9 令和7年3月末と比較して2.0%を超える賃金改善を実施した場合、その上回る部分の取扱いはどのようになりますか。

A9 令和7年3月末時点と比較して、2.0%を超える賃金改善を実施している場合には、その上回る部分について、令和7年12月から令和8年5月までの間の最大6ヶ月間に充当できる特例措置が設けられています。ただし、この特例措置を適用した後に残額が生じる場合には、更なる賃金改善を行うことが求められています。その残額については、本年4～5月のベースアップ

のみに充てる場合も含めて、何らかの賃金改善に充てられていることであれば、差し支えない。

Q10 実施要綱には、「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」とあります。令和7年4月以降に開設した医療機関等につきましては、どのように考えればよろしいでしょうか。そのような医療機関等については、上記の要件は適用されないということによろしいでしょうか。

A10 適用対象外となります。